

南城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後				改正前				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
占用物件		占用料		占用物件		占用料		
		単位	単価			単位	単価	
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	570	法第32条	第1種電柱	1本につき1年	510	
	第2種電柱		870	第1項第1	第2種電柱		790	
	第3種電柱		1,200	号に掲げ	第3種電柱		1,100	
	第1種電話柱		510	る工作物	第1種電話柱		460	
	第2種電話柱		810		第2種電話柱		730	
	第3種電話柱		1,100		第3種電話柱		1,000	
	その他の柱類		51		その他の柱類		46	
	共架電線その他上空に設ける線類		5	長さ1メートル につき1年	共架電線その他上空に設ける線類		5	長さ1メートル につき1年
	地下に設ける電線その他の線類		3		地下に設ける電線その他の線類		3	

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>490</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>300</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>420</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30</u>
	外径が0.1メートル以上0.15		<u>45</u>

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>450</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>270</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>910</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>380</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>

	置する導線その他の線類	その他のもの			<u>10</u>
	道路の構造物又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年		<u>810</u>
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>510</u>
		地下に設けるもの			<u>300</u>
	その他のもの				<u>1,000</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方		<u>1,000</u>

	上空に設ける通路				<u>930</u>
	地下に設ける通路				<u>560</u>
	その他のもの				<u>910</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日		<u>19</u>
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月		<u>190</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		<u>190</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>1,900</u>
	標識		1本につき1年		<u>730</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に	1本につき1日		<u>19</u>

法第32条 第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	900		
	地下に設ける通路			540
	その他のもの			1,000
法第32条 第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		18
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで設けるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	表示面積1平方	1,800

		設けるもの	1本につき1月	190
		その他のもの		
幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		1,900
		その他のもの		930
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1月		910
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び		占用面積1平方		190

	の	メートルにつ き1年	
標識		1本につき1年	<u>810</u>
旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し一 時的に設け るもの	1本につき1日	<u>18</u>
	その他のも の	1本につき1月	<u>180</u>
幕（政令第7条第 4号に掲げる工 事用施設である ものを除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつ き1日	<u>18</u>
	その他のも の	その面積1平方 メートルにつ き1月	<u>180</u>
アーチ	車道を横断	1基につき1月	<u>1,800</u>

同条第5号に掲げる工事用材料	メートルにつ き1月	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる工事用材料	占有面積1平方 メートルにつ き1月	<u>91</u>

	するもの		
	その他のもの		900
政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき		1,000
政令第7条第3号に掲げる施設	き1年		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき		180
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	き1月		100